

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、アルメタックス株式会社と称し、英文では ALMETAX MANUFACTURING CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. アルミニウムの溶解、鋳造、加工並びに各種新素材の生産とこれらの販売。
2. 建築用資材、家具及び機械部品等の製造、販売並びにこれらに関連する機械装置の開発及び販売。
3. 建設工事及びこれに伴う一切の業務。
4. 産業廃棄物、一般廃棄物及びこれに類する廃棄物の処理、再生並びにこれらの機械設備、処理剤等の販売及び施工。
5. 前各号の業務に関する請負、技術開発、技術指導及びノウハウの売買。
6. 不動産の売買、賃貸借及びこれに関連する一切の業務。
7. 建築資材の賃貸借、リース、売買、修理及び保守管理。
8. 労働者派遣事業。
9. その他前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,700万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に隨時招集する。

(招集者及び議長)

第 13 条 株主総会の招集者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。

(決議要件)

第 14 条 株主総会の決議は法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
但し、取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議により取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第 23 条 取締役は取締役会を組織し、当会社の重要な業務執行を決定する。
2. 取締役会に関する事項は法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会の招集者及び議長)

第 24 条 取締役会の招集者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。
但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその出席取締役の過半数によってこれを決する。

(議事録)

第 27 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第 29 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 挿欠のため選任された監査役の任期は前任監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって、定める。

(監査役会)

第 33 条 監査役は全員で監査役会を組織し、監査に関する重要事項について協議、決議をする。

2. 監査役会に関する事項は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の招集者及び議長)

第 34 条 監査役会は議長がこれを招集する。

2. 監査役は互選により監査役会に議長をおく。

3. 議長に事故あるときは、あらかじめ監査役会で協議して決めた順序により、他の監査役がこれに当たる。

(監査役会の招集)

第 35 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によってこれを決する。

(議事録)

第 37 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。

第 6 章 取締役、監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 38 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する当会社に対する損

害賠償責任に関する契約を締結することができる。

但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 40 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 41 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。